

別表第八号 外国の無線局の運用許可申請に係る申請書及び添付書類の様式(第31条関係)

第1 申請書

外 国 の 無 線 局 の 運 用 許 可 申 請 書

年 月 日

(何)総合通信局長 殿(注1)

申 請 者(注2)

住 所

氏 名

印

代表者氏名

包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局を運用したいので、電波法第103条の5の規定により別紙の書類を添えて申請します。

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 申請者欄の記載は、次によること。

- (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (3) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び本邦内における居住地を記載すること。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。

3 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

第2 添付書類

(1) 1枚目

外国の無線局の運用許可申請書の添付書類	
※整理番号	
フ リ ガ ナ	
氏 名 又 は 名 称	
フ リ ガ ナ	
住 所	郵便番号()電話番号()
包括免許の番号	包括免許 の年月日
フ リ ガ ナ	

包括免許人の事務所	郵便番号()電話番号()
通信の相手方	
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	
工事設計の内容が法第3章の技術基準に相当する技術基準に適合する事実	
備考	

短辺

(日本工業規格A列4番)

(2) 2枚目(通信の相手方が外国の人工衛星局である場合に限る。)

長
辺

		※整理番号	
外国の人工衛星の軌道又は位置等			
通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間			
人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項			
人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局(人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするもの以外)に関する事項			
通信の制御に関する事項			
添付図面	<input type="checkbox"/> 業務区域を示す図 <input type="checkbox"/> 宇宙通信系概念図 <input type="checkbox"/> 周波数配列図 <input type="checkbox"/> 通信路構成図		
備考			

短辺

(日本工業規格A列4番)

注1 ※印を付けた欄は、記載を要しない。

2 2枚目の用紙の記載事項及び図面の内容が、現に包括免許を受けている特定無線局の記載事項及び図面の内容と同一の場合は、その旨を記載して、当該事項の記載及び

図面の添付を省略することができる。

- 3 氏名又は名称の欄は、包括免許人が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 4 住所の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を「何県何市何町〇一〇一〇」のように記載し、フリガナを付けること。
- 5 包括免許の番号の欄は、申請に係る外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
- 6 包括免許の年月日の欄は、申請に係る外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局が現に包括免許を受けた年月日を「平成9年10月1日」の場合は「H091001」のように記載すること。
- 7 包括免許人の事務所の欄は、免許、許可及び届出の手続を行う申請者又は包括免許人の事務所の所在地を注4に準じて記載すること。
- 8 通信の相手方の欄は、「インマルサットシステムの人工衛星局」のように記載すること。
- 9 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。この場合において空中線電力は、運用するすべての外国の無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。
- 10 工事設計の内容が法第3章の技術基準に相当する技術基準に適合する事実の欄は、「平成何年総務省告示第何号に該当」のように記載するほか、次の事項を記載すること。
 - (1) 外国の無線局を用いた本邦内における電気通信業務の業務委託について協定又は契約を締結している場合には、その旨
 - (2) 外国の無線局の無線設備を使用して本邦内において無線局を開設する場合は、その旨
- 11 外国的人工衛星の軌道又は位置等の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。
 - (1) 対地静止衛星を開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置(位置については、経度をもつて表示し、経度及び緯度の変動幅を記載すること。)
(記載例) 対地静止衛星軌道 E135°
 経度の変動幅 ±0.1°
 緯度の変動幅 ±0.2°
 - (2) 対地静止衛星以外の人工衛星を開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期(分で表示すること。)、遠地点及び近地点の高度(キロメートルで表示すること。)、並びに軌道の種類
- 12 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間の欄には、次の事項を記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合、又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する事項の記載を省略することができる。
 - (1) 打上げ予定期

- (2) 特定無線局の目的を遂行するために必要となる人工衛星の数
- (3) 当該数の人工衛星局が使用可能となる時期及び使用可能期間

13 人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項の欄には、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。

(記載例) 何地球局 何国何州何市

14 人工衛星局の通信の相手方であつて、陸上に開設する移動しない無線局(人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするもの以外)に関する事項の欄には、本邦内において運用される特定無線局を制御、管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数、設置場所に関する事項を記載すること。

(記載例) 何地球局 回線制御、周波数割当 何回線 何国何州何市

15 通信の制御に関する事項の欄には、特定無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

- (1) 本邦内において運用される特定無線局の制御手順及び制御の系統
- (2) 本邦内において運用される特定無線局の制御、管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所

(記載例) 何施設 衛星資源割当て、網管理 何国何州何市

- (3) 申請者(包括免許人)が実施可能な特定無線局の制御の項目(契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。)

(記載例) 電波の発射(開始、停止)、使用チャンネルの選択、空中線電力の制御

16 添付図面の欄に掲げる図面を添付し、添付した図面の該当欄の□にレ印を付けること。

このうち、周波数配列図には、人工衛星局及び人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない地球局(人工衛星局の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局を含む。)の周波数配列を記載すること。

17 2枚目下部の備考欄には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所、国際標識番号、姿勢制御方式、熱制御方式、所有者及び名称並びに宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類について記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合、又は再免許申請の場合には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所及び宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類に関する記載を省略することができる。

18 その他参考となる事項がある場合は、備考欄に記載すること。

19 当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。